

南海トラフ地震に関する情報等が発令された場合や地震発生時等の行動

ア 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報

在 宅 時	通常通り登校する。
登 下 校 時	通常通り登校及び下校する。
在 校 時	通常通り授業を行う。
校 外 活 動 時	通常通り活動を行う。

イ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報

在 宅 時	登校せずに地域の指定避難所へ避難する。
登 下 校 時 (注意情報確認の時)	原則として帰宅する。 交通機関利用者は、駅員等の指示に従い最寄りの駅から帰宅する。
在 校 時	点呼後、地区別に班をつくり集団下校する。
校 外 活 動 時	教員の指示に従い帰宅する。学校に近い場合は、学校に戻る。

ウ 浜松市西区（生徒居住地）において震度5以上の地震等が発生した場合

在 校 時	・教員の指示に従い、しばらく机の下等で身の安全を確保し、勝手に飛び出したりしない。揺れがおさまったら、放送や教員の指示で避難を開始する。その際、特に落下物に注意し頭部を保護しながら、「押さない」「しゃべらない」「走らない」を守り、落ち着いて行動する。その他以下の注意点を守る。 1 けが人を優先して避難・救助を行う。 2 ガラスの飛散が考えられるので注意する。 3 点呼が終わるまで勝手に帰宅しない。 4 点呼終了後、安全確認をした上で帰宅できる者は、地区ごとに集団下校する。 5 家族の安否確認をする（あらかじめ避難所等、被災時の集合場所を家族で決めておく）。 6 震災時は電話が混み合って使用できなくなるので、災害伝言ダイヤル「171」を利用して安否を家族に伝える。 7 海岸近くでは津波に注意する。津波は数時間にわたって繰り返し来る。 8 不安をあおるデマ等でパニック状態となる危険があるので、正確な情報把握を心がけ、冷静に行動すること。
登 下 校 時	・原則として帰宅する。ただし、自宅が要避難地域にある場合は、最寄りの避難所に避難する。 ・学校のすぐ近くまで登校している場合は、学校に避難し、各 HR で待機する。 ・沿岸地域を登校中の場合は、直ちに高台か、指定避難ビルに避難する。 ・徒歩・自転車通学者は安全に注意して、その地区の避難所に避難する。 ・路線バスや電車に乗車中は、乗務員の指示に従って避難行動を取る。 ・ガラスの飛散、コンクリートなどの落下物、ブロック塀等の転倒に注意する。 ・生徒は保護者と学校に対し、安否状況の連絡に努める。
在 宅 時	・原則として登校しない。学校は休校とし、部活動は停止とする。 ・再登校については、緊急メール、ホームページ等の情報で知らせる。 ・(大)津波警報発令時は、高台か指定避難ビルの避難を速やかに行う。 ・自宅が倒壊などした場合は、地区の避難所に行く。 ・家族と協力して被害を最小限にする。近隣で被害があれば、防災組織の一員として行動する。

エ 浜松市西区または生徒居住地において「警報」(大津波・津波)が発令された場合

状況	判断時間	対応
在宅時	午前6時時点	・自宅に待機する。
	午前11時点で解除	・十分注意して登校する。(5時限以降の授業の支度)
	午前11以降も警報継続	・休校とする。
在校時 (登下校含む)	※登下校時の場合、震度5以上の地震発生時と同じとする。 <※(大)津波警報発令時> ・その解除まで、生徒は原則として校内に待機する。 ・警報解除後、余震等の可能性を踏まえ、沿岸の通行を避け、安全を優先して下校する。保護者が迎えに来た場合も、下校は、安全が確認されたことを前提とする。 ・解除後、安全が確認され帰宅する場合も、なるべく沿岸地域は避け、台地を通るルートに変更する。 ・解除後、下校が夜間に及ぶ場合は、保護者への引き渡しを原則とする。	
	<(大)津波発生時> ・生徒の家族や家屋に甚大な被害が生じていない場合、県・市の危機管理課等と連携し安全の確認を行った上で、生徒は保護者への引き渡しを原則に帰宅する。 ・生徒の家族や家屋に甚大な被害が生じた場合、危機管理課等の指示に従い、指定避難所に避難する。 ・指定避難所への移動が困難な生徒は、学校に留まり、当局の指示を待つ。	